

神宮外苑イチョウ 並木の名勝指定を



2023年2月10日（金）文教委員会

とや英津子都議（練馬区）

日本共産党東京都議会議員団



2023年2月10日（金）文教委員会

神宮外苑イチョウ並木の名勝指定を

とや英津子都議（練馬区）

イチョウ並木は名勝候補の重要事例に位置づけられている

○とや委員

それでは、質問に入ります。

イチョウ並木を含む神宮外苑の名勝指定に関する陳情について質問します。

陳情者は、都において、近代日本における西洋式庭園の名作である明治神宮外苑について、その地歴を重んじ、都の名勝に指定することを検討していただきたいと述べています。

文化庁の説明によれば、名勝とは、文化財保護法において庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で、我が国にとつ

受け止めておりますか。

○岩野地域教育支援部長

都指定名勝の指定については、都文化財保護審議会の審議を通じ、判断されるものです。

なお、明治神宮外苑イチョウ並木につきましては、国の近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書におきまして、名勝の指定の可能性がある事例と評価されていることは承知しております。

○とや委員

神宮外苑のイチョウ並木について、国の調査研究において、名勝に登録すべき対象として高い位置づけを与えられていることを、東京都として承知していることをご答弁でした。

続けてお聞きいたします。

二月三日の衆議院予算委員会で、立憲民主党さんの質問に対し、永岡文部科学

大臣は、神宮外苑のイチョウ並木について、現時点で文化財指定などの可能性があると考えており、従来から自治体に伝えていく。まずは保存と開発が両立できるように、地元の自治体が所有者などと調整をしてもらうことが必要と答弁しています。

この答弁について、東京都の受け止めに教えてください。

○岩野地域教育支援部長

先ほどの答弁と重複いたしますが、明治神宮外苑イチョウ並木につきましては、国の近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書におきまして、名勝の指定の可能性がある事例と評価されていることは承知しております。

現時点で、明治神宮外苑イチョウ並木につきましては、所有者や地元自治体からの名勝の指定の意向は示されておりま

せん。

○とや委員

先ほどと同じ答弁ではありましたが、要するに東京都として、調査結果についての国からの発信はきちんと受け取っているということと理解をさせていただきました。

この国の調査研究報告書は、全国調査で寄せられた回答、それから、文献調査による事例約四千四百件から、近代の庭園、公園等に関する有識者による検討会を経てまとめられたものです。最終的に千五百件程度の第一次選定事例にまとめられています。さらにそこから、風致が優秀で、芸術上、または観賞上の価値が高く、学術上の価値が高いものとして、百七十九件の重要事例が選定されました。ですから、この重要事例に選定されたということは、イチョウ並木の文化財と

しての価値について申し分ないということにほかなりません。

さらにいえば、イチョウ並木が分類された「並木道」について、第一次選定事例は全国で八十三か所、うちイチョウ並木を含む重要事例はたった五か所しかありません。

都としてイチョウ並木を文化財として積極的に評価し、所有者・地元自治体に働きかけるべき

このように神宮外苑、とりわけイチョウ並木の文化財としての価値は明らかだと思いますが、都は神宮外苑の価値、イチョウ並木の価値をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○岩野地域教育支援部長

都教育委員会では、明治神宮外苑及びイチョウ並木の価値につきまして判断をしております。

都文化財保護基準に該当するかどうかにつきましては、都文化財保護審議会の審議を通じて判断されるものです。

○とや委員

今、手続的なお話をいただきましたが、手続的にはそうなのでしようが、そこに進む上でも、東京都がより主体的にイチヨウ並木や神宮外苑の文化財としての価値判断を持つべきだと思います。

事実、小池知事もこの間、事業者への要請において、四列のイチヨウ並木から聖徳記念絵画館を望む象徴的で風格のある景観をイの一番に評価し、とりわけ神宮外苑の象徴である四列のイチヨウ並木の保全には万全を期すことを求めて、環境影響評価の知事意見においても、将来にわたり、イチヨウ並木を健全に育成することを求めています。

東京都は本当に国の調査研究報告書の

結果や大臣答弁を受け止めて検討したことはないのでしょうか。検討したことがあれば、その内容を教えてください。検討したことがなければ、なぜ検討していないのか、その理由を教えてください。

○岩野地域教育支援部長

明治神宮外苑イチヨウ並木につきましては、都指定名勝の指定に関し、現時点で所有者や地元自治体の意向が示されていないため、検討を行っておりません。

○とや委員

都の文化財名勝指定に当たって、東京都の教育委員会は、まず所有者及び関係自治体の意向を踏まえて、そうした条例に基づいて、東京都の文化財保護審議会に諮問し、答申を受けた後、指定をするという手続については理解をいたします。その上で、国が調査で明らかにして、また、知事自らも評価している神宮外苑、

とりわけイチヨウ並木の文化財としての価値に鑑みて、都からより積極的に事業者や地元自治体に対して、名勝指定へのプロセスを打診することがあってもよいのではないかと思います。

ちなみに、イチヨウ並木四列のうち二列は都道に含まれているというところはご存じだと思います。ご案内のとおりです。

都の過去の事例に照らしても、イチヨウ並木の名勝指定は当然

都が実際に名勝に指定した過去の事例に照らしても、神宮外苑やイチヨウ並木の名勝指定は全く不思議なことではありません。

都内の都、国、自治体指定の名勝の数をそれぞれ教えていただけますか。

○岩野地域教育支援部長

令和五年二月現在指定されている名勝の件数は、国指定が十四件、都指定が十

二件、区指定が三件でございます。

○とや委員

どうもありがとうございます。

それでは、このうち管理者、所有者が宗教法人のものを教えていただけますか。

○岩野地域教育支援部長

指定されている名勝のうち、管理者、所有者が宗教法人のものは、国指定のものは一件、都指定のものは五件です。

○とや委員

明治神宮と同じ宗教法人が管理、所有する名勝は、国指定が十四件中一件、都指定は十二件中五件ということです。

東京都の条例でいうところの有形文化財、つまり建造物や彫刻といったものであれば、宗教法人のものが多いことは想像できるわけですが、名勝という景勝地についても、意外と宗教法人の管理、所

有のものが多いということが分かりました。

では、次に都内の名勝のうち庭園について、起源の一番古いものと一番新しいものについて、その年を教えてください。

また、一九一〇年、大正元年になります、以降に起源を持つものも教えてください。

○岩野地域教育支援部長

都内の名勝で庭園であるもののうち、起源が最も古いものとしては、寛永二年に築庭を開始したと伝わる小石川後楽園、江戸時代初期と伝わる伝法院庭園がございます。

最も新しいものといましては、昭和十年ごろとされる旧朝倉文夫氏庭園がございます。

また、大正元年以降に起源を持つものは八件でございます。

○とや委員

改めて教えていただいて、本当に幅広く、江戸時代から昭和まで指定がされているんだなということを知りました。

また、神宮外苑が開園したのと同時期のものもそれなりに数があることも分かりました。

こうしたこれまでの事例に照らしても、神宮外苑やイチョウ並木が名勝指定に適さない理由は見当たらないと思います。少なくとも、東京都の方にちゅうちょをする理由はないと思います。

都が買い取った庭園が名勝に指定された事例がある

実は、こうした過去に名勝に指定された庭園の中に、名勝に指定される以前の話ではあるわけですが、東京都が所有者から買い取った庭園の事例もあります。東京都が買い取るなど、積極的に保存に

動いたものを教えてください。

○岩野地域教育支援部長

殿ヶ谷戸庭園につきましては、都が土地を取得し、昭和五十四年に開園したと聞いております。

なお、名勝として指定されたのは平成十年であり、名勝として保存するために取得したものではありません。

○とや委員

それはそうなんですけれども、だから、名勝に指定される前というふうにあったんですけれども、しかし、建設局の公園緑地部が発行している、東京都における文化財庭園の保存活用計画、これ、共通編というのがあったんですけれども、ここにはこのように記されています。

殿ヶ谷戸庭園は大正二年から四年に江口定條の別荘として整備され、昭和四年には岩崎彦彌太の別邸となったと。武蔵

台地の段丘崖を巧みに利用した庭園であり、崖上には明るい芝生の芝生地、それから、崖下には湧水を利用した林と竹林があると。和洋折衷の庭園であると。昭和四十年代の開発計画に対して起こった住民運動が発端となり、昭和四十九年に東京都が岩崎家から買収し、整備された後、昭和五十四年に公開されたとなりました。

ここに描写されているように、やはり元から優れた景観を有していた場所なんですよね。それで結局、この後に名勝に指定されたという経緯だと思えます。当時の建設局は慧眼であったと思うわけです。

私は神宮外苑やイチヨウ並木についても、東京都がそうした見識を大いに発揮してもよいと思います。別に都に買い取れとっているわけではありませんけれども。

名勝指定は都市計画や地域振興と矛盾しない

ここまで都に対して積極的に名勝指定に動くことを求めてきましたが、所有者はやっぱ不安があるかもしれません。

そこでお聞きしますが、東京都はイチヨウ並木や神宮外苑を名勝に指定することは、神宮外苑の市街地再開発事業と矛盾するとお考えですか。

○岩野地域教育支援部長

都文化財保護条例の執行に当たっては、都教育委員会は関係者の所有権、その他の財産権を尊重することとされており、現時点で所有者の意向は示されておりません。

○とや委員

明らかに矛盾するという答弁はなかったと受け止めました。

先ほどの国の調査研究報告書でも、ま

とめには、多くの庭園、公園等は利用や機能面において、周辺環境と密接な関係を持つており、庭園、公園等を適切に保護するためには周辺の地域を含めた景観計画や都市計画との連携が不可欠である。この報告書が都市計画及び地域振興などの幅広い分野にも活用され、その結果、庭園、公園等が地域の文化遺産として十分に認識され、将来にわたり継承されていく第一歩となることを期待したいというふうになっております。

文化財保護と都市計画や地域振興を対立させるのではなくて、連携をうたっているわけです。これは恐らく明治神宮の意向にも沿うものだと思います。

名勝指定は補助金や計画策定でも支援の対象となる

さらにお聞きします。

名勝に指定されることにより、保存や

活用に当たって、公的な財政措置が取られるようになりますでしょうか。その内容を教えてください。

○岩野地域教育支援部長

東京都指定名勝に指定された場合には、都文化財保護条例に基づき、名勝の管理、または修理につき、多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えない場合などは、所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができません。

○とや委員

イチョウ並木については本当に都民の財産というか、国民の財産じゃないかなと私は思いました。これからさらに百年守られなければならぬと思います。そのためにも東京都の財政支援があることは重要です。

さらにお聞きします。

都は、東京都が所有、管理する名勝につ

いて、国指定のもの六件、都指定のもの一件について、文化財の保存活用計画を策定していると聞きました。では、民間の個人や法人が所有する東京都の指定文化財について、保存活用計画を立てる際、東京都はどのように関わりますか。

○岩野地域教育支援部長

文化財の所有者等からの依頼に基づき、指定された文化財が適切に保存、活用されるよう指導、助言を行うため、都職員が計画策定のための委員会に参加しております。

○とや委員

ありがとうございます。都がより主体的に保存、活用に関わっていけるようになるということなんですよね。所有者にしても、やっぱりより安定的に文化財としての価値を高めたり、発揮できることになると思います。

以上のように名勝指定は所有者の意向にも沿うし、有利に働くことが多いと思います。そのことをぜひ東京都から所有者に伝えていただきたいと要望しておきます。

それから、都が名勝に指定した後、国の名勝になった例は何件中何件ありますか。

○岩野地域教育支援部長

国指定の十四件のうち、都指定であったものは四件でございます。

○とや委員

この数だけ聞けば、国が直接乗り出して、国指定の名勝にしていくことも大いに期待したいと思うんですね。同時に、先ほどの国会答弁や国会で誕生した議連の申入れに対する文科省の様子を見ても、ちよつと待ちの姿勢に見えると。やはりここは東京都がイニシアチブを發揮してほしいと思います。

最後にもう一度お聞きしますが、イチヨウ並木や神宮外苑を名勝指定するため、東京都として積極的に取り組むべきではありませんか。

○岩野地域教育支援部長

現時点では、イチヨウ並木を含む明治神宮外苑につきましては、都指定名勝の指定に関し、所有者や地元自治体の意向が示されておりません。

○とや委員

意向が示されてはいないんですけれども、そこを乗り越える条件は十分にあることが私、今日の質疑で明らかになったと思うんです。陳情者が求めるように、せめて都の名勝指定の検討ぐらいは直ちに行うべきだと思います。

陳情の採択を主張したいところですが、継続ということで主張し、質疑を終わります。

ます。

ありがとうございます。

(以上)

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2023年6月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-7270

FAX 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

*この冊子は速記録を元に作成しています。正式な議事録は都議会ホームページでご確認ください。